



# 長野県報

10月27日(木)  
平成28年  
(2016年)  
第2820号

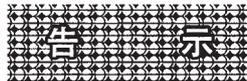
## 目次

### 告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
保安林の指定施業要件の変更(2件)(森林づくり推進課).....	1
林業種苗法に基づく指定採取源の指定(森林づくり推進課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	2
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市・まちづくり課).....	3

### 公告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧(地域振興課).....	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	3
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策課).....	3
土地区画整理組合の設立の認可(都市・まちづくり課).....	3
開発行為に関する工事の完了(5件)(都市・まちづくり課).....	4
建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課).....	4
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課).....	5



### 長野県告示第591号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人喬木村社会福祉協議会	特別養護老人ホーム喬木荘短期入所生活介護施設	下伊那郡喬木村3286番地1	平成28年10月16日

介護支援課

### 長野県告示第592号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所  
飯山市(次の図に示す部分に限る)

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第593号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林の所在場所

飯山市(次の図に示す部分に限る)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第594号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり育種母樹林の指定をしました。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別		樹種	面積	所在地	所有者等	
		種類	採種・採穂の別				氏名又は名称	住所
長野育 28-1	平成28年 10月27日	育種 母樹林	採種	カラマツ	ha 5.07	北佐久郡御代田町 大字塩野字浅間山 375番地1の一部	国(中部森林 管理局)	長野市大字栗 田715-5

森林づくり推進課

長野県告示第595号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県犀川砂防事務所及び池田町役場に備え置きます。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
花見	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域。	北安曇郡池田町	会染		1507番1	1号、2号、3号及び10号
		〃	〃		1511番	4号
		〃	〃		2125番ロ	5号
		〃	〃		2161番	6号
		〃	〃		2179番1	7号
		〃	〃		1498番4	8号
		〃	〃		1498番1	9号
		〃	〃		1507番2	11号及び12号

砂防課

長野県告示第596号

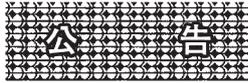
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
2 都市計画を定める土地の区域
(1) 街化区域
平成24年長野県告示第86号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字大門の一部及び大字広丘郷原の一部を加える
(2) 市街化調整区域
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部地域振興課、長野県松本地方事務所及び塩尻市役所において一般の閲覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

Table with 5 columns: 区分, 変更前 (面積, 県土面積に対する割合), 変更後 (面積, 県土面積に対する割合). Row 1: 農業地域, 463,584, 34.2, 463,570, 34.2

地域振興課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成28年10月18日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コールサービスぎずな
3 代表者の氏名
北島 光則
4 主たる事務所の所在地
長野市松代町大室1500番地35
5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して安否確認のコールサービスや交通弱者への各種支援、困り事など日常生活の様々なサポートに関する事業を行い、地域の振興及び福祉の増進に寄与する事を目的とする。

県民協働課

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、塩尻市役所において縦覧に供します。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

Table with 4 columns: 農業振興地域名, 変更区域, 変更面積 (ha) (増, 減). Row 1: 塩尻, 塩尻市大字大門の一部及び大字広丘郷原の一部, -, 14

農業政策課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可しました。

平成28年10月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 組合の名称
塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合
2 事業施行期間
平成28年10月27日から平成35年3月31日まで
3 施行地区
塩尻市大字大門字桔梗ヶ原及び大字広丘郷原字上原、字桔梗ヶ原の各一部
4 事務所の所在地
塩尻市大字広丘郷原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内
5 設立認可の年月日
平成28年10月27日
6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで